

# 資料編

1 市の概況.....	資- 2
(1) 人口の推移.....	資- 2
(2) 市街化区域・市街化調整区域.....	資- 2
(3) 人口集中地区.....	資- 3
2 みどりの現状.....	資- 4
(1) 緑地の現状.....	資- 4
(2) 公園の現状.....	資- 6
(3) 農地の現状.....	資- 7
(4) 河川の現状.....	資- 8
(5) その他のみどりの現状.....	資- 9
3 みどりに関する市民意見.....	資- 11
(1) 市政世論調査.....	資- 11
(2) みどりの基本計画中間改定 市民アンケート.....	資- 12
(3) パブリックコメント.....	資- 20
4 みどりの基本計画の改定過程.....	資- 21
5 用語集.....	資- 24

# 1 市の概況

## (1) 人口の推移

八王子市の人口は、国勢調査において、昭和40年に207,753人でしたが、市郊外の丘陵を中心に宅地開発などにより人口が急増し、平成22年には580,053人、令和2年では579,355人となりました。

生産年齢人口は平成17年をピークに減少しています。また、年少人口（15歳未満）は、昭和55年をピークに令和2年まで減少傾向が続いています。老年人口（65歳以上）は、人口及び割合がともに年々増加しており、令和2年には割合が27.1%まで上昇しました。

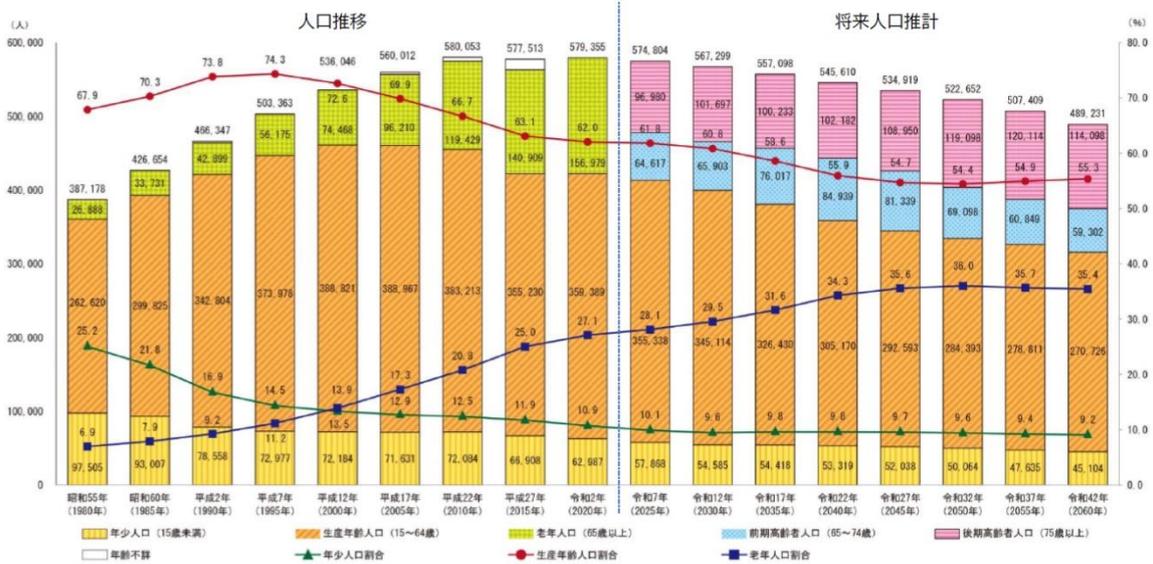


図. 人口の推移（令和5年 八王子未来デザイン 2040）

## (2) 市街化区域・市街化調整区域

八王子市は、市内全域が、都市計画区域に指定されています。市街化区域の面積は8,151 ha(43.7%)、市街化調整区域は 10,480 ha (56.3%) となっています（令和5年4月1日時点）。

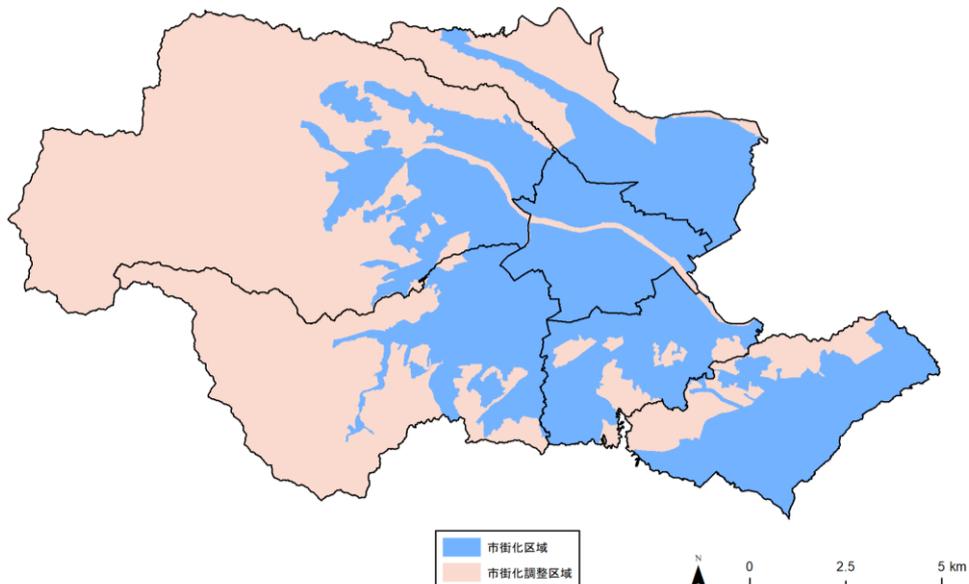


図. 市街化区域、市街化調整区域の区分け（令和6年）



### (3) 人口集中地区

八王子市の人口集中地区（DID：国勢調査をもとに原則、人口密度が 4,000 人/㎢以上の基本単位区が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が 5,000 人以上となる地区）は、周辺市街地、都市開発などにより、増加してきました。

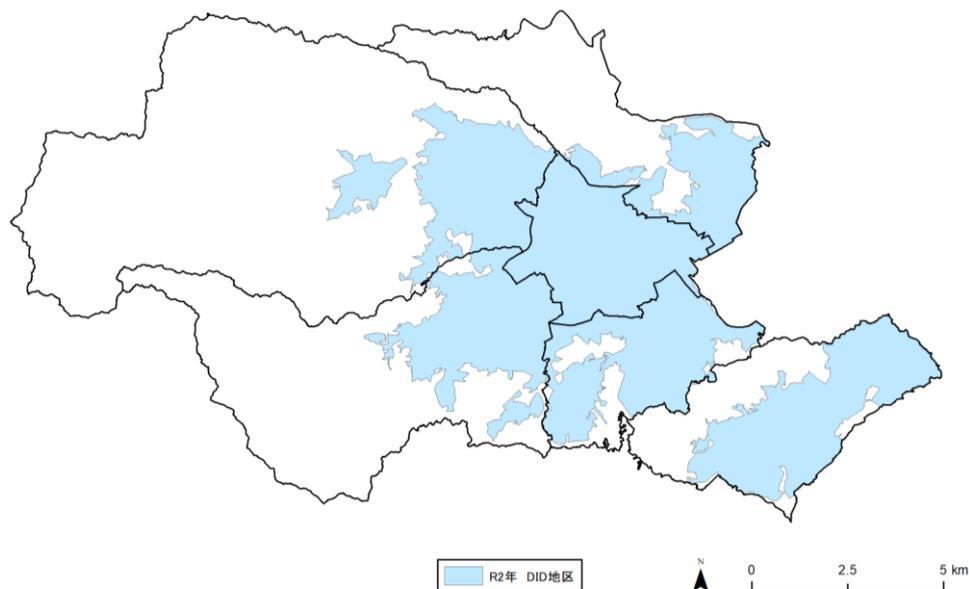


図. 人口集中地区（令和2年 国土数値情報）



## 2 みどりの現状

### (1) 緑地の現状

#### ① 土地利用とみどり

令和4年度東京都土地利用現況調査によると、市域面積のうち森林・原野が48.9%、農用地が4.2%、公園が5.0%、水面が1.1%を占めていました。

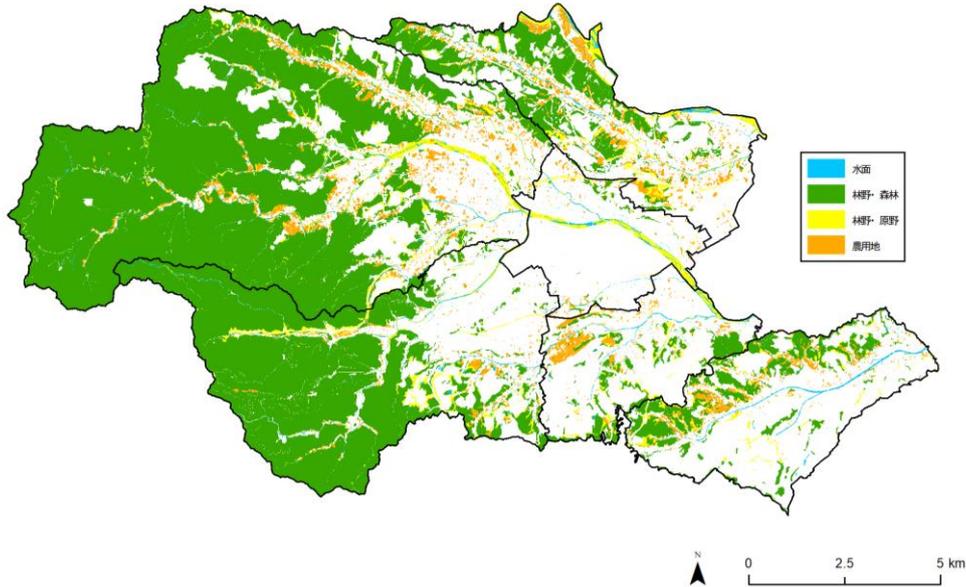


図. 令和4年度 東京都土地利用現況調査

東京都土地利用現況調査において、土地利用が「森林」に分類される割合は、近年緩やかな減少傾向を示しており、令和4年度調査結果では45.6%になりました。

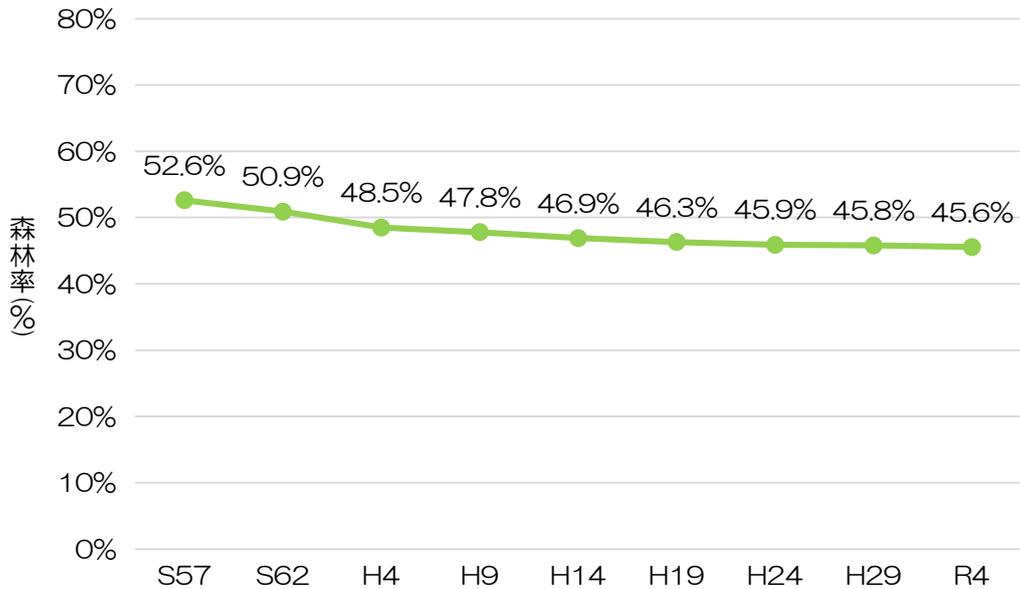


図. 森林率の推移（東京都土地利用現況調査結果より作成）



### ② 緑被率

緑被率は、ある区域における緑に覆われた面積の占める割合のことで、緑の量を把握するための指標として用いられます。緑には、樹林（林地）、草地・農地、宅地内（屋上緑化を含む）や公園の樹木や芝地、街路樹などが含まれます。令和6年度調査では市域全体で59.3%でした。

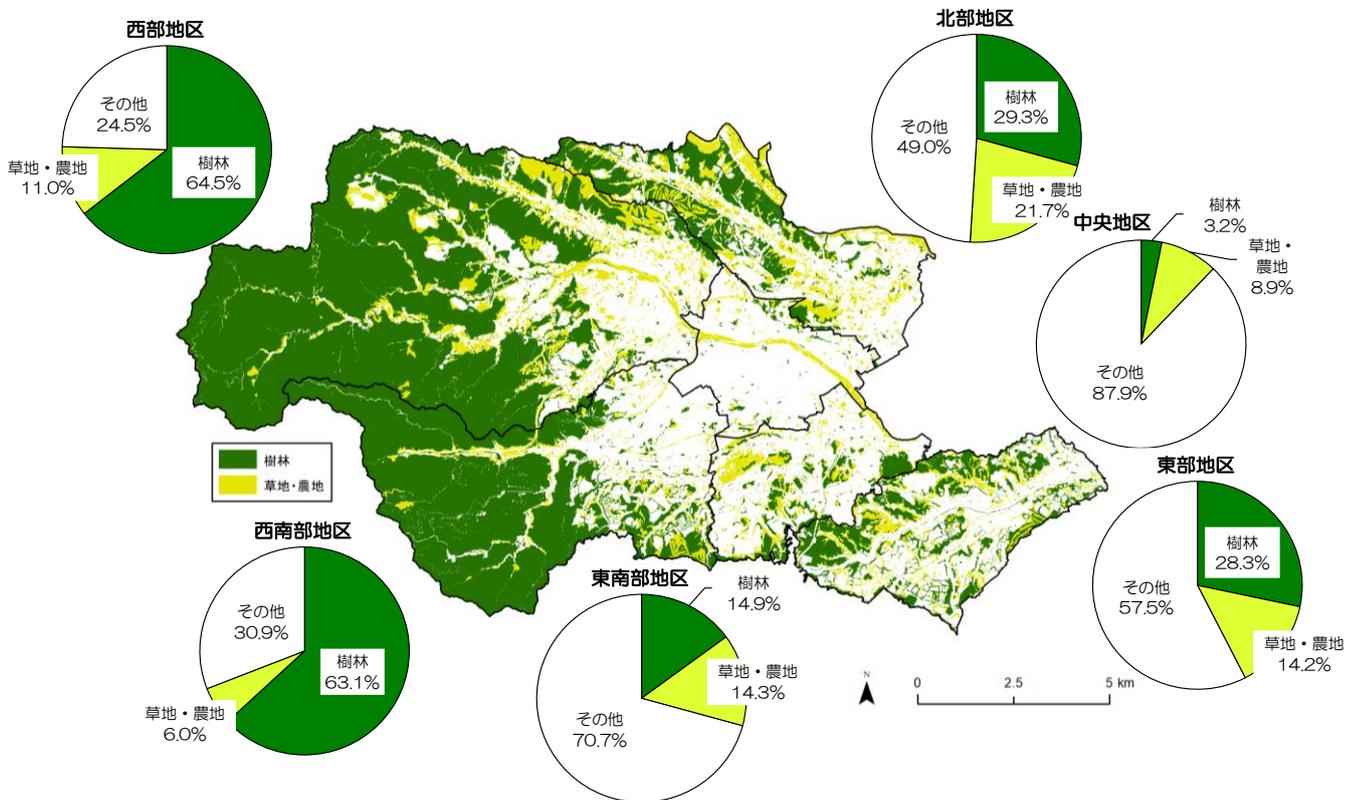


図. 令和6年度緑被率調査結果

### ③ みどり率

みどり率は、緑被率に「河川などの水面の占める割合」と「公園内の樹林や草地などの緑で覆われていない面積」を加えて算出します。東京都環境局が東京都本土部を対象に、5年に1度調査を行っています。平成30年度調査からは、より高い精度で緑を抽出することができる近赤外線画像を用いた手法を採用しています。

なお、本計画のみどり率は東京都のみどり率調査結果を用いて、市独自で集計したものを掲載しています。

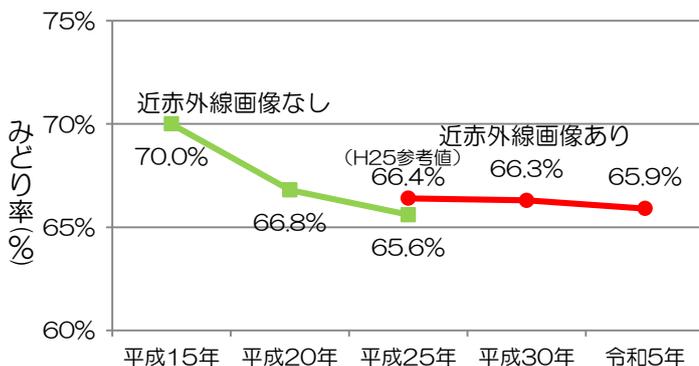
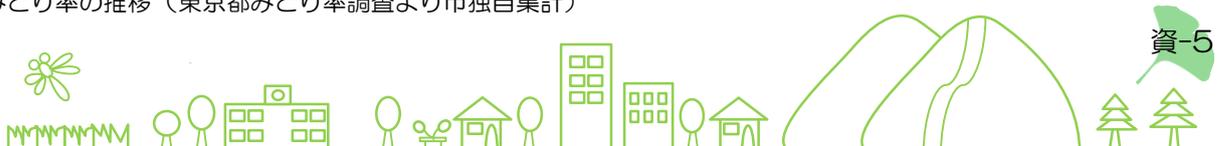


図. みどり率の推移 (東京都みどり率調査より市独自集計)

表. 令和5年度みどり率内訳

	面積 (ha)	市域に占める割合 (%)
樹林地	9,672.6 ha	51.8%
原野・草原	926.8 ha	5.0%
農用地	783.8 ha	4.2%
公園・緑地	708.8 ha	3.8%
水面	208.4 ha	1.1%



## (2) 公園の現状

### ① 公園の充足率

平成 15 年に住区基幹公園における誘致距離は廃止されましたが、「都市公園法運用指針（第6版）」（令和6年7月）には参考として従来の一般的な住宅市街地における標準的な誘致距離として、街区公園が 250m、近隣公園が 500m、地区公園が 1 kmと示されています。この範囲内は、各公園の誘致圏とみなせるものであることから、市街化区域と誘致圏を重ね合わせることによって、現在の八王子市の公園の配置の状況を把握することができます。

八王子市立の都市公園を対象にした充足率は82.5%ですが、都立公園を含めると86.8%になります。

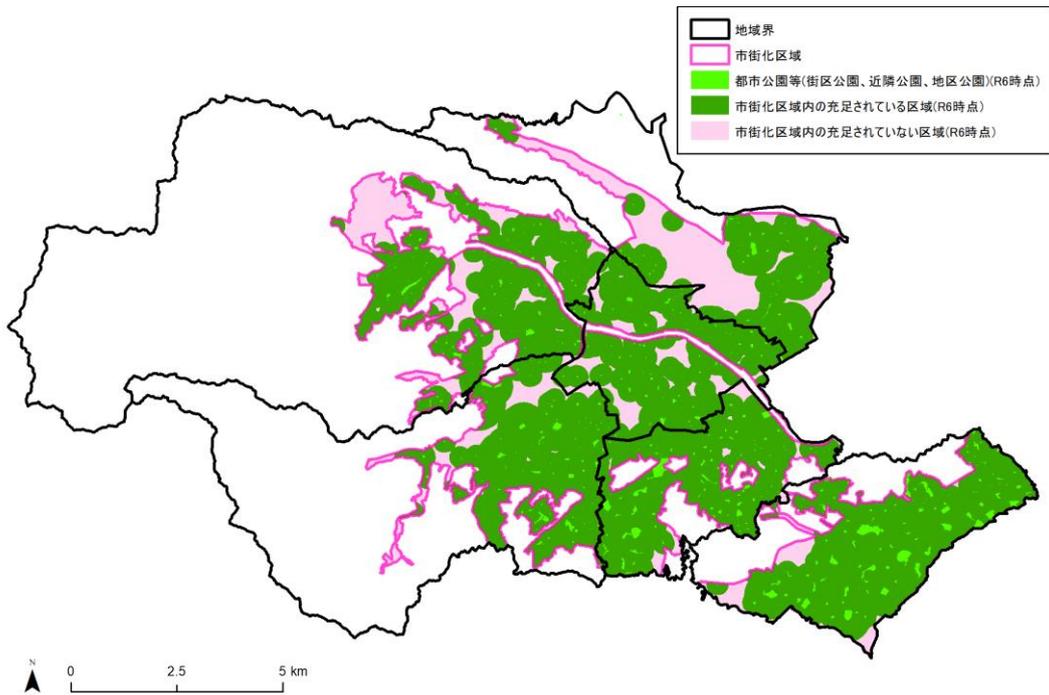
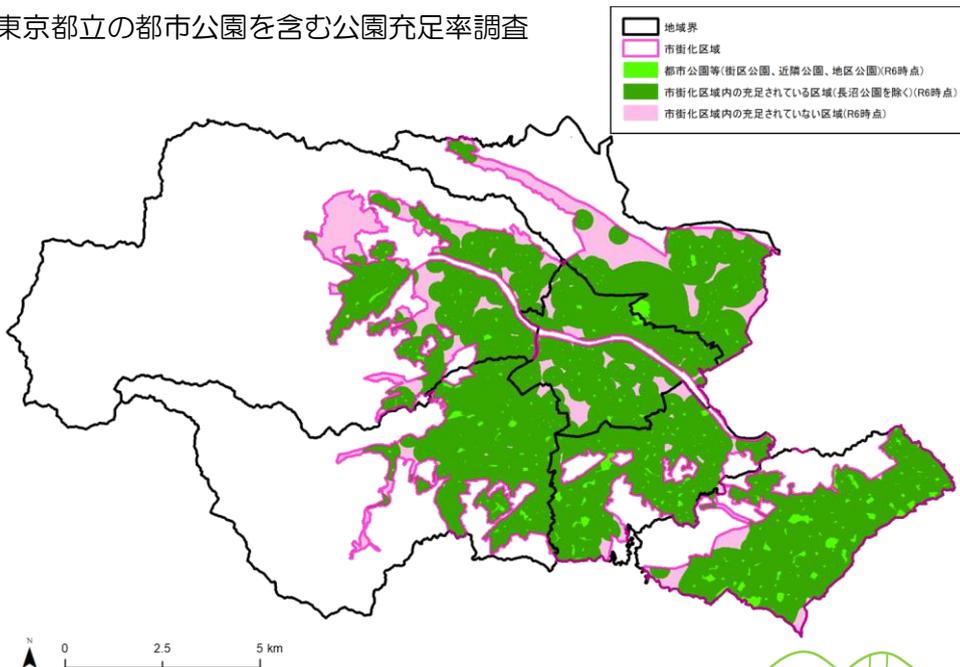


図. 令和6年 公園充足率調査結果

### 【参考】東京都立の都市公園を含む公園充足率調査



### (3) 農地の現状

#### ① 生産緑地地区の指定状況

生産緑地地区は、都市計画法に基づく地域区域の一つで、農林業との調整を図りつつ、市街化区域内の良好な都市環境の形成を図るため指定されます。現在、981 地区、約 203.54ha を指定しています（令和 6 年(2024 年) 12 月 9 日八王子市告示第 317 号）。

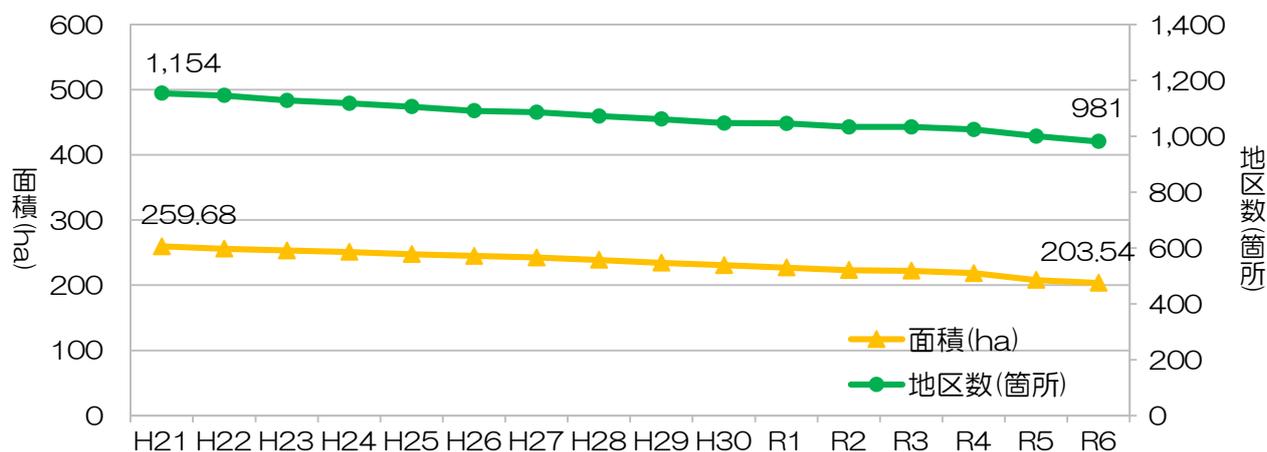


図. 生産緑地地区の面積及び地区数の推移（八王子市データより作成）

#### ② 農業振興地域の指定状況

「農業振興地域」は、今後、相当期間（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行います。八王子市では、市街化調整区域内に 4,045ha が指定されています。

「農用地区域」は、農業振興地域内における集团的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地など農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地です。八王子市では 98.5ha が指定されています。

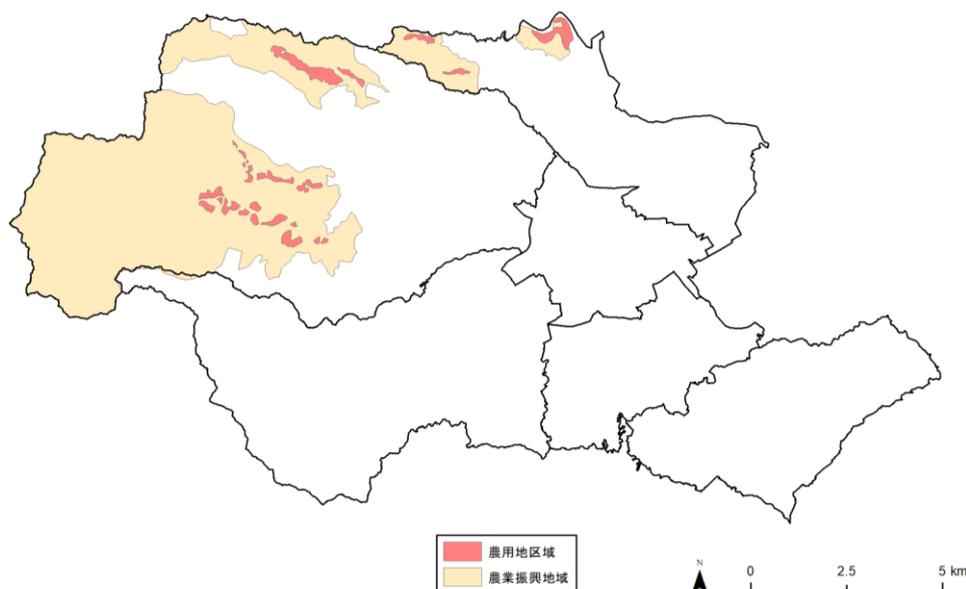


図. 農業振興地域及び農用地区域の指定場所（平成 27 年 国土数値情報）



## (4) 河川の現状

### ① 河川網

本市には、西側の山間部を源流とする 16 河川と 18 の一級河川があります。主要な河川は、一級水系多摩川の右岸支流として、高尾・陣馬山麓を源流として市内を流れ、日野市で多摩川と合流する浅川とその支流、同じく加住丘陵を源流とする谷地川、多摩丘陵を源流として多摩市で合流する大栗川があげられます。

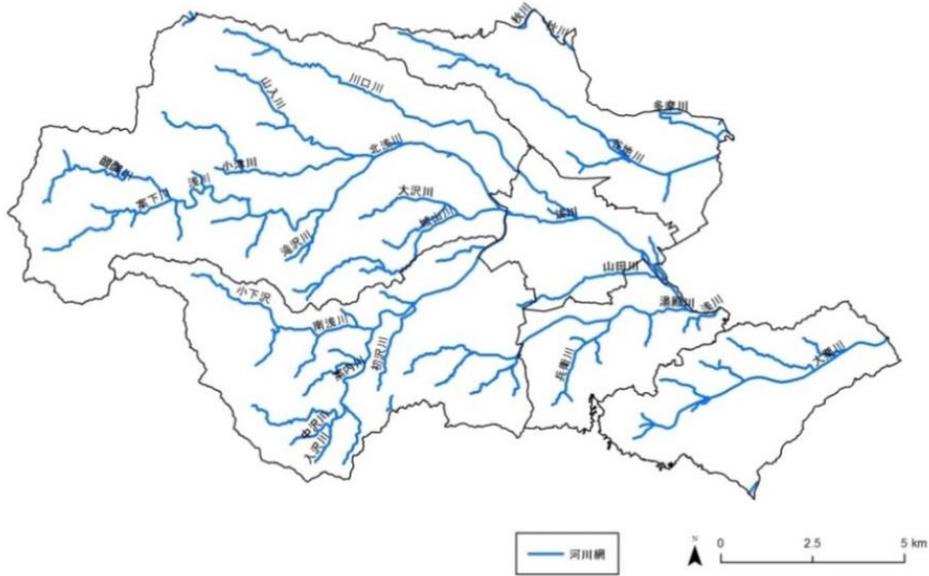


図. 市内の主な河川（数値地図 2500）

### ② 湧水地点

東方を除く三方を丘陵と山地で囲まれている八王子市では、各地の崖線・段丘線・山腹・窪地などに多くの泉や池があります。

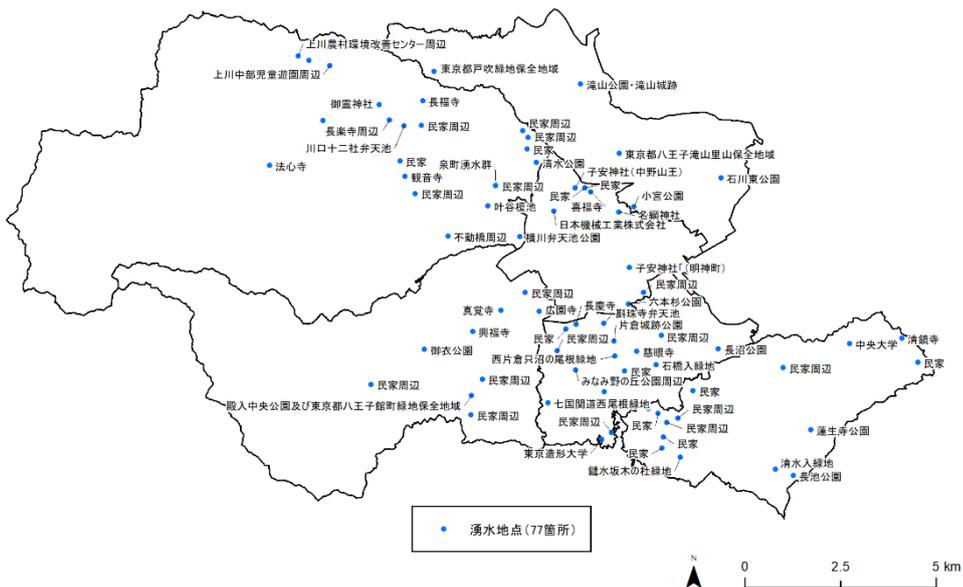


図. 市内の主な湧水地点（東京の湧水マップ令和5年度調査）



## (5) その他のみどりの現状

### ① 自然公園

市内には、高尾山を中心とする「明治の森高尾国定公園」の他に、「都立高尾陣場自然公園」、「都立秋川丘陵自然公園」、「都立滝山自然公園」、「都立多摩丘陵自然公園」の4つの都立自然公園があります。



図. 自然公園指定区域（平成 27 年 国土数値情報）

### ② 保安林

保安林は、森林法に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特に重要な働きをしている森林を指定するものです。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制されます。市内には西部や西南部地域の山地で保安林に指定される森林が多く存在します。

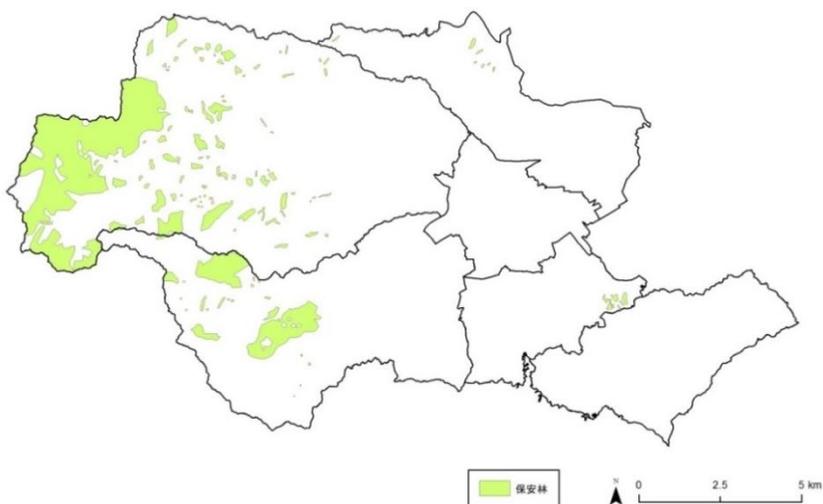
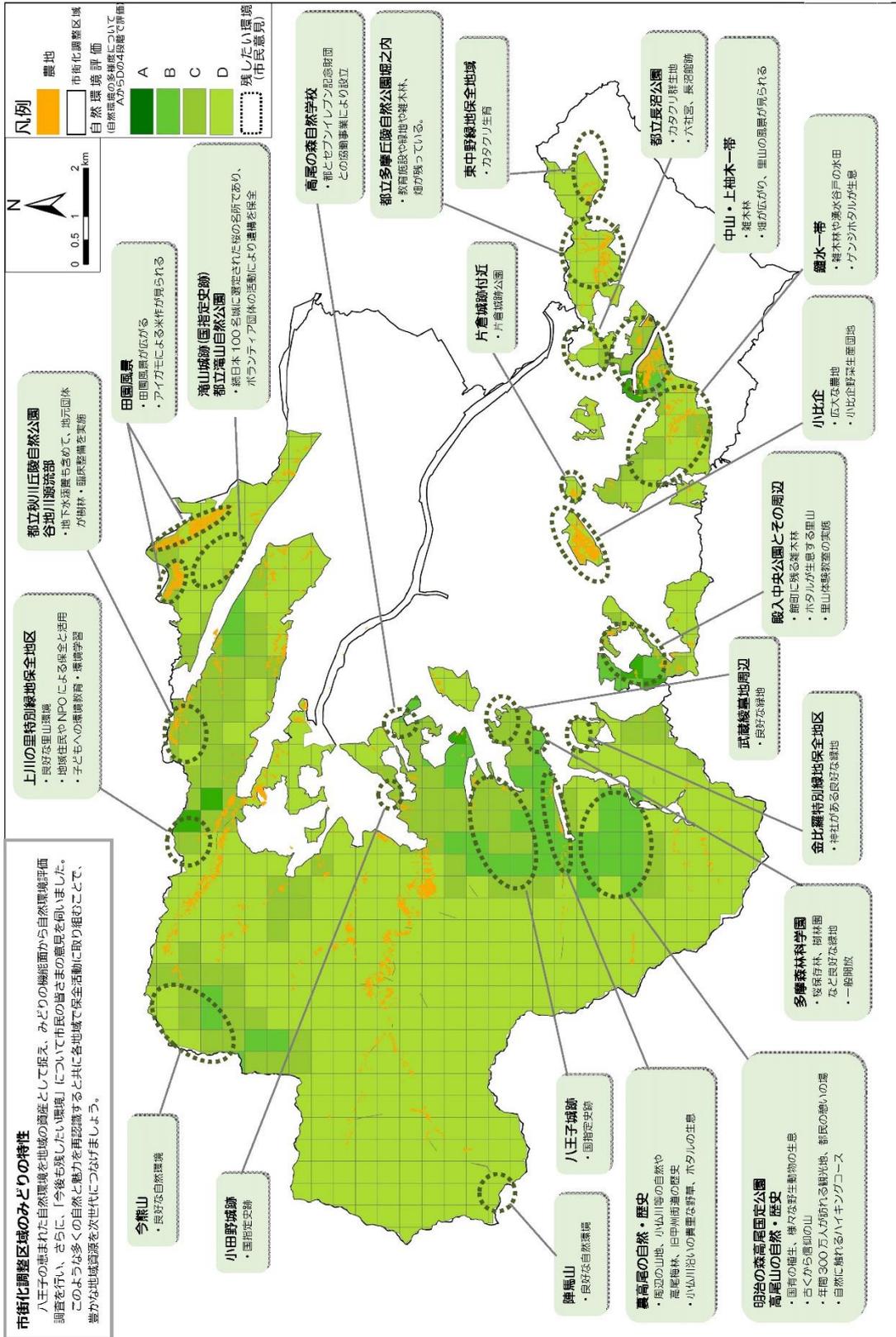


図. 保安林指定区域（平成 27 年 国土数値情報）



### ③ 市街化調整区域のみどりの特性



### 3 みどりに関する市民意見

#### (1) 市政世論調査

「第55回 令和5年(2023年)市政世論調査」

##### 1. 調査概要

調査対象：八王子市内在住の満18歳以上の男女個人

調査期間：令和5年(2023年)5月22日～6月5日

対象者数：5,000人

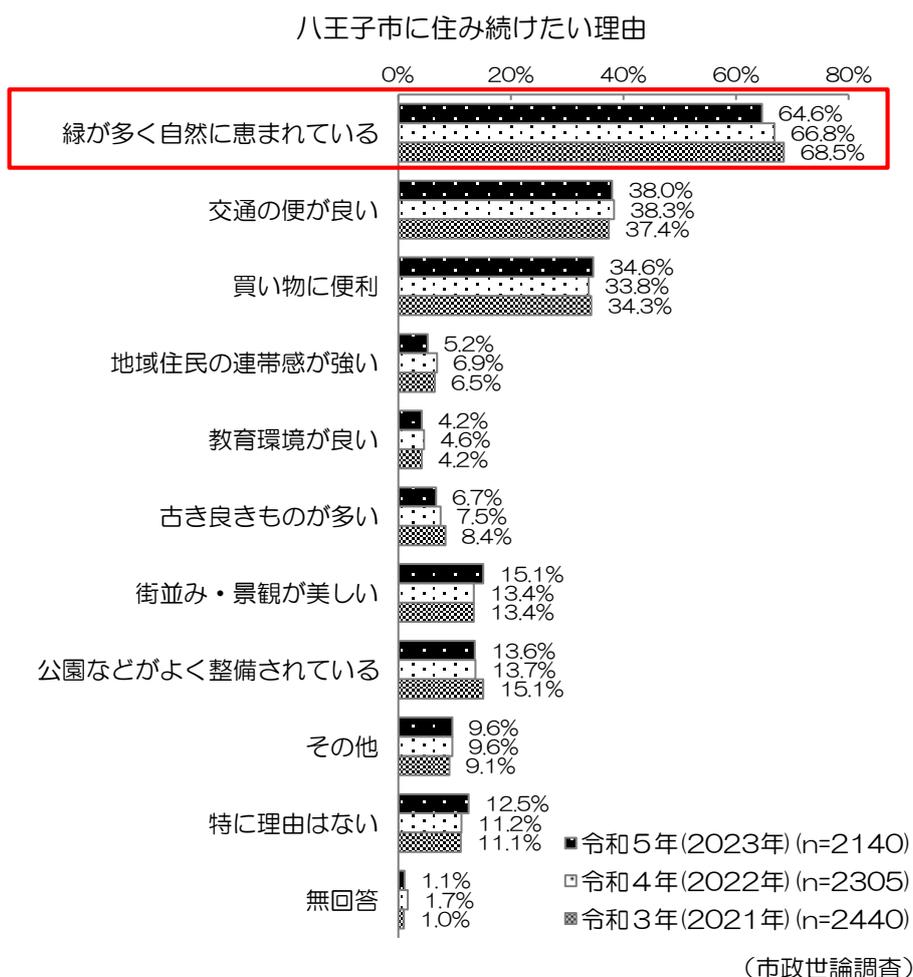
抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

調査方法：郵送配布／郵送または電子申請（パソコン・スマートフォン等を利用）による回収

回収結果：2,385人（回収率：47.7%）

##### 2. 調査結果

住み続けたい主な理由は何か。（3つまで選択）



市民の約9割がこれからも八王子市に住み続けたいと回答しており、その理由として65%以上の市民が「緑が多く自然に恵まれている」ことを理由にあげています。



## (2) みどりの基本計画中間改定 市民アンケート

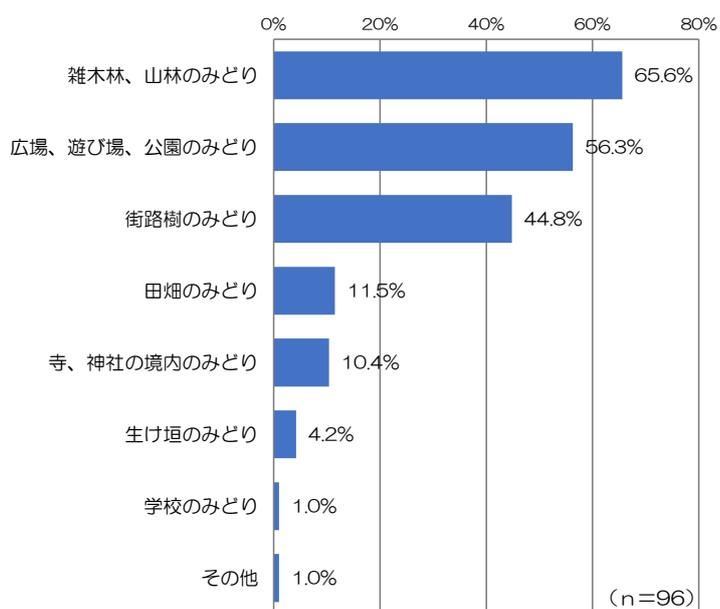
### 1. 調査概要

	①市政モニター	②市公式 LINE 経由
調査対象	市内在住 18 歳以上の 101 人	市公式 LINE 登録者
調査期間	令和 6 年 8 月 8 日～29 日	令和 6 年 8 月 2 日～18 日
回収結果	96 名（回収率 95.0%）	368 名（市外在住 13 名）
年代内訳	18～20 歳代 12 名 30 歳代 11 名 40 歳代 23 名 50 歳代 17 名 60～64 歳 17 名 65 歳以上 16 名	17 歳以下 3 名 18～20 歳代 9 名 30 歳代 49 名 40 歳代 44 名 50 歳代 94 名 60～64 歳 37 名 65 歳以上 132 名
調査方法	・郵送による配布・回収 ・インターネットによる回答	・インターネットによる回答 (Microsoft forms)
設問	10 問 ・うち 7 問：LINE 経由と同じ ・うち 1 問：自由記述 ・うち 5 問：H29 年と同じ	7 問 ※市政モニターアンケートと同じ

### 2. 調査結果

問 1：住まいの地域で美しい「みどり」といえば何を思いうかべるか（2つまで選択）

【市政モニターアンケートのみ実施の設問】

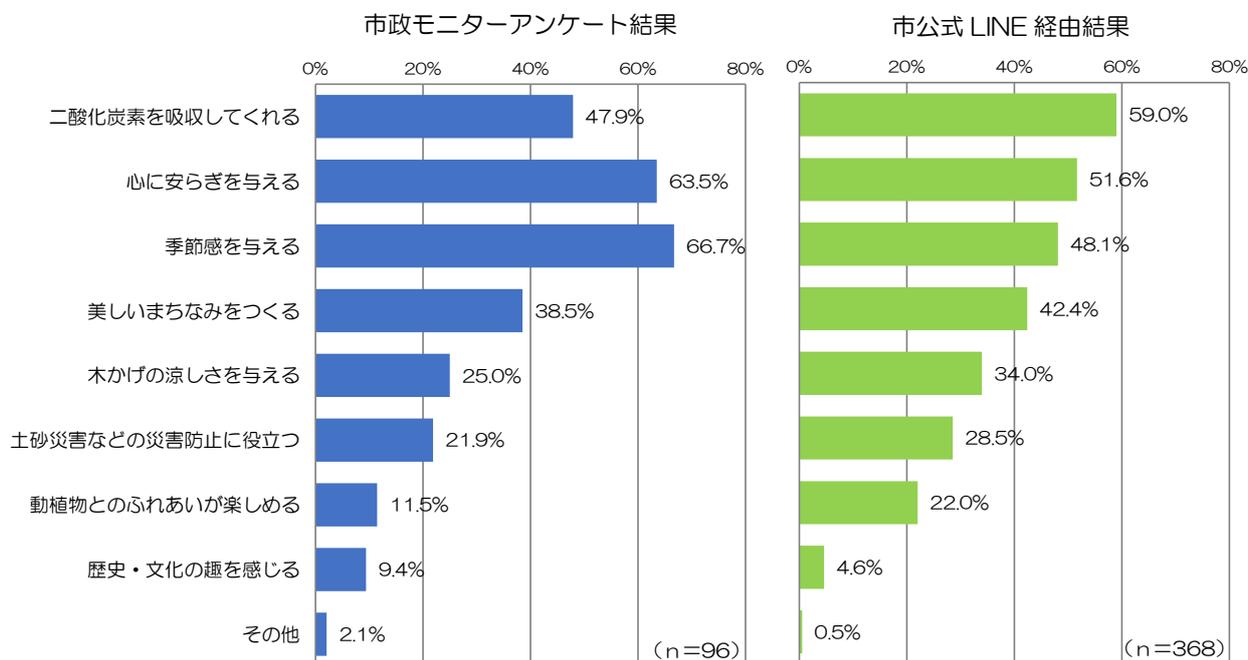


住まいの地域の美しい「みどり」として、「雑木林、山林のみどり」（65.6%）が最も多く、次いで「広場、遊び場、公園のみどり」（56.3%）、「街路樹のみどり」（44.8%）と続きました。

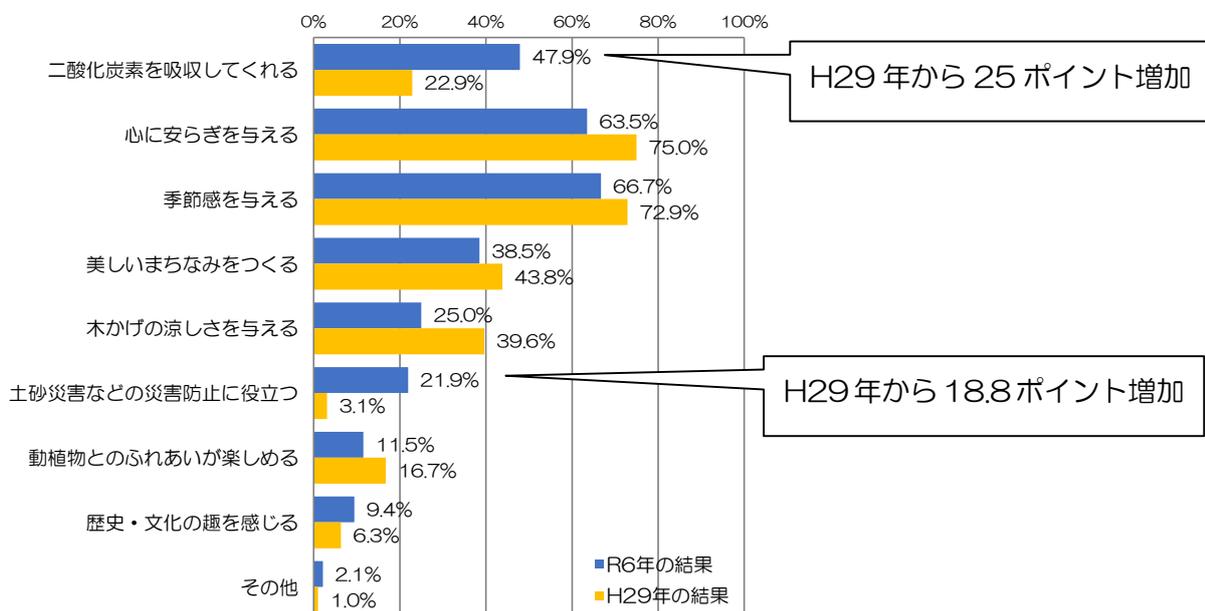
八王子の特徴である丘陵地などの雑木林・山林とともに、公園・街路樹をイメージする市民が多いことがうかがえます。



問2：みどりの役割について特に大切だと思うもの（3つまで選択）  
 【市政モニターアンケート、市公式LINE 経由共通実施の設問】



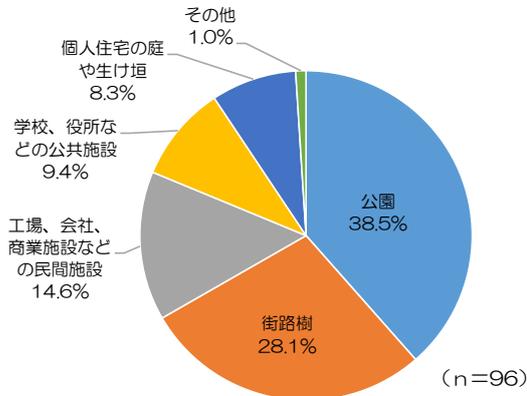
市政モニターアンケート結果の経年変化（H29年、R6年）



市政モニターアンケート結果では、「季節感を与える」（66.7%）が最も多く、次いで「心に安らぎを与える」（63.5%）、「二酸化炭素を吸収してくれる」（47.9%）と続きました。  
 市公式LINE 経由の結果では、「二酸化炭素を吸収してくれる」（59.0%）が最も多く、次いで「心に安らぎを与える」（51.6%）、「季節感を与える」（48.1%）と続きました。  
 市政モニターアンケート結果の経年変化（H29年、R6年）を見ると、「二酸化炭素を吸収してくれる」が25ポイント増加、「土砂災害などの災害防止に役立つ」が18.8ポイント増加となっており、地球温暖化対策、集中豪雨の増加への関心が高まっていることがうかがえます。

問3：まちなかにみどりを増やそうとする場合に、どの場所にみどりが多いと良いと思うか（1つ選択）

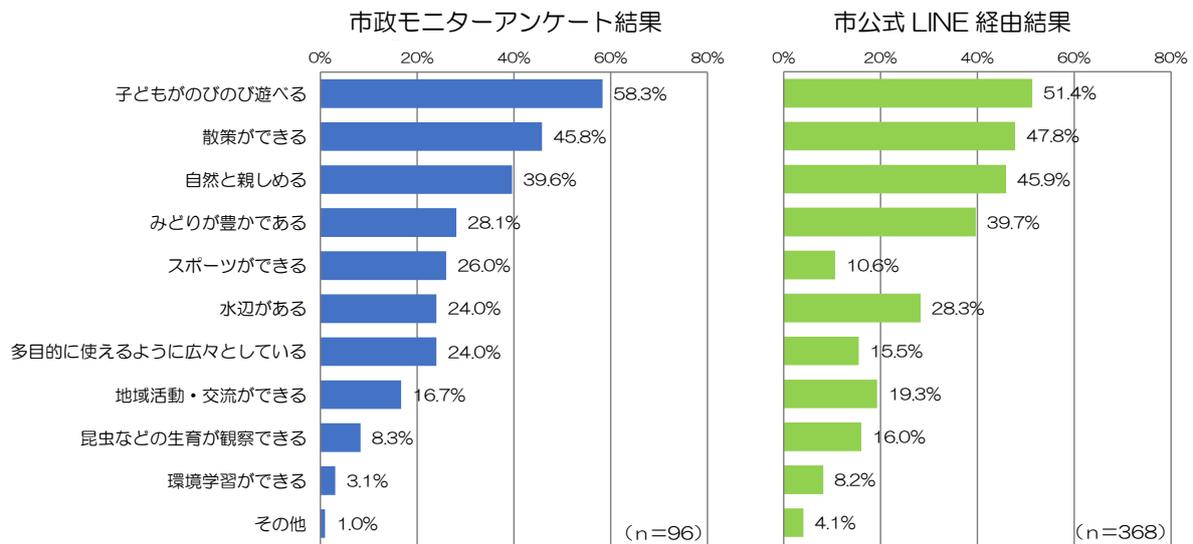
【市政モニターアンケートのみ実施の設問】



増やすべきまちなかのみどりとして、「公園」(38.5%)が最も多く、次いで「街路樹」(28.1%)、「工場、会社、商業施設などの民間施設」(14.6%)と続きました。

問4：住まいの周辺にどのような公園があると良いか（3つまで選択）

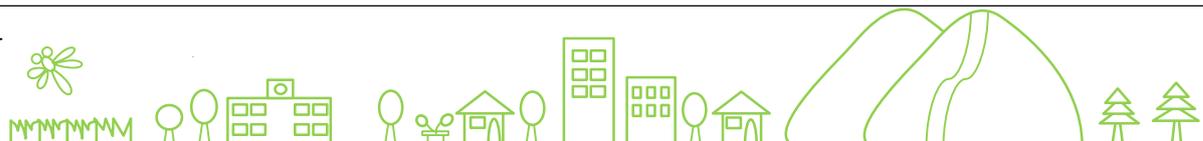
【市政モニターアンケート、市公式LINE 経由共通実施の設問】



問4 年齢別の集計結果

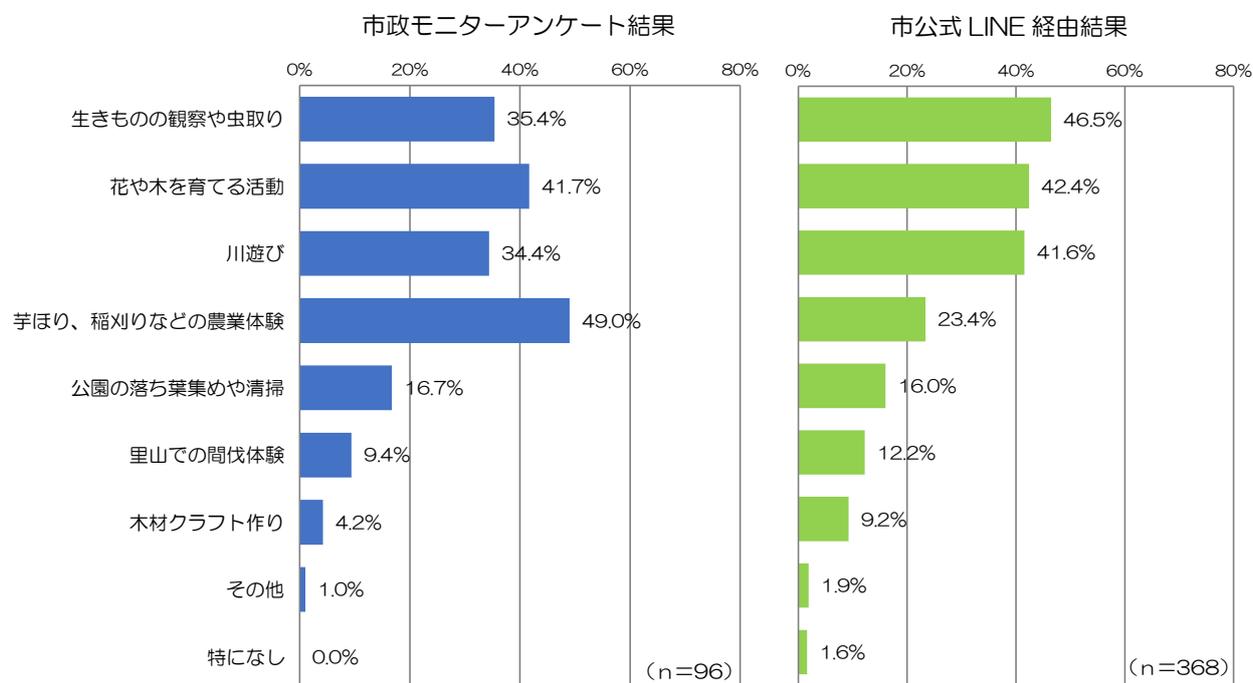
	18~29歳	30代	40代	50代	60~64歳	65歳以上
子どもがのびのび遊べる	25.0%	63.6%	95.7%	35.3%	70.6%	37.5%
散歩ができる	41.7%	27.3%	26.1%	58.8%	52.9%	68.8%
自然と親しめる	8.3%	45.5%	17.4%	58.8%	58.8%	50.0%
みどりが豊かである	25.0%	36.4%	26.1%	29.4%	29.4%	25.0%
スポーツができる	50.0%	27.3%	39.1%	23.5%	11.8%	6.3%
水辺がある	41.7%	18.2%	13.0%	17.6%	23.5%	37.5%
多目的に使えるように広々としている	41.7%	18.2%	34.8%	23.5%	17.6%	6.3%
地域活動・交流ができる	16.7%	9.1%	30.4%	5.9%	17.6%	12.5%
昆虫などの生育が観察できる	8.3%	27.3%	4.3%	11.8%	0.0%	6.3%
環境学習ができる	0.0%	0.0%	4.3%	5.9%	0.0%	6.3%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特に希望することはない	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%

年齢別の集計結果を見ると、「子どもがのびのび遊べる」公園を望むのは、30代、40代の子育て世代に多い結果となっています。「散歩ができる」、「自然と親しめる」公園を望むのは、50代以上で多い結果となっています。



## 問5：子どもたちに体験させたい「自然とふれあう活動」（2つまで選択）

【市政モニターアンケート、市公式LINE 経由共通実施の設問】



問5 地区別の集計結果

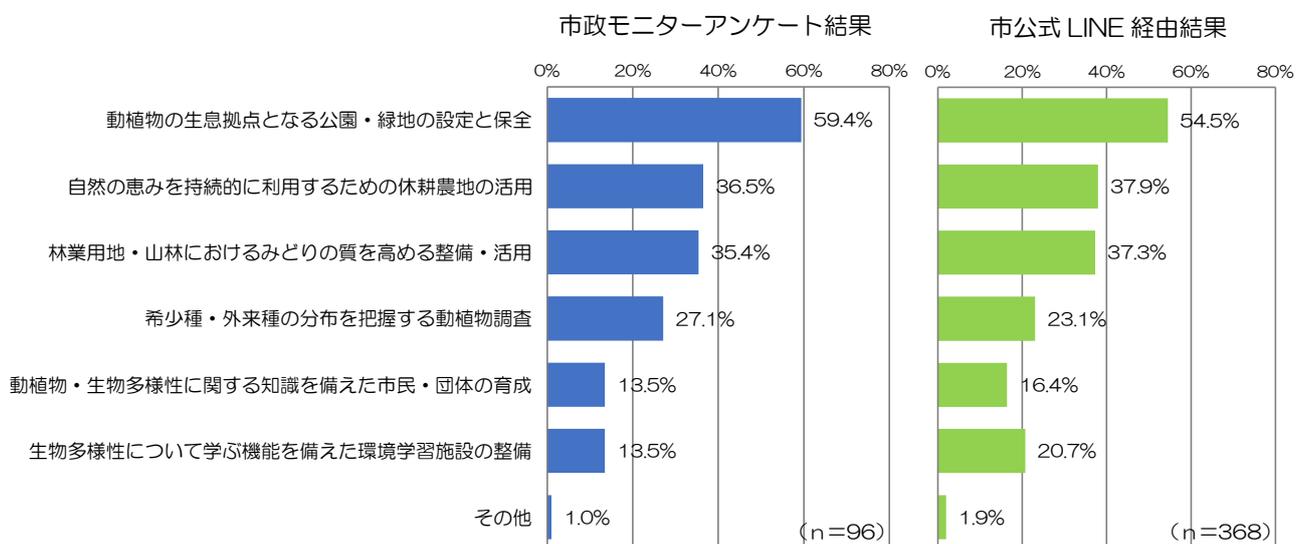
	中央	北部	東南部	東部	西南部	西部
生きものの観察や虫取り	40.9%	0.0%	42.1%	22.2%	47.6%	30.0%
花や木を育てる活動	54.5%	33.3%	21.1%	50.0%	42.9%	40.0%
川遊び	36.4%	50.0%	47.4%	16.7%	38.1%	20.0%
芋ほり、稲刈りなどの農業体験	40.9%	83.3%	47.4%	61.1%	42.9%	40.0%
公園の落ち葉集めや清掃	13.6%	16.7%	10.5%	22.2%	14.3%	30.0%
里山での間伐体験	9.1%	16.7%	5.3%	11.1%	9.5%	10.0%
木材クラフト作り	4.5%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特になし	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%

市政モニターアンケート結果では、「芋ほり、稲刈りなどの農業体験」（49.0%）が最も多く、次いで「花や木を育てる活動」（41.7%）、「生きものの観察や虫取り」（35.4%）と続きました。

市公式LINE 経由の結果では、「生きものの観察や虫取り」（46.5%）が最も多く、次いで「花や木を育てる活動」（42.4%）、「川遊び」（41.6%）と続きました。

地区別の集計結果を見ると、北部地区と東部地区において「芋ほり、稲刈りなどの農業体験」を希望する割合が高いことがうかがえます。

問6：生物多様性が生み出す豊かな恵みを将来にわたり享受し続けるため、より力を入れて推進していくべきこと（2つまで選択）【市政モニターアンケート、市公式LINE 経由共通実施の設問】



問6 地区別の集計結果

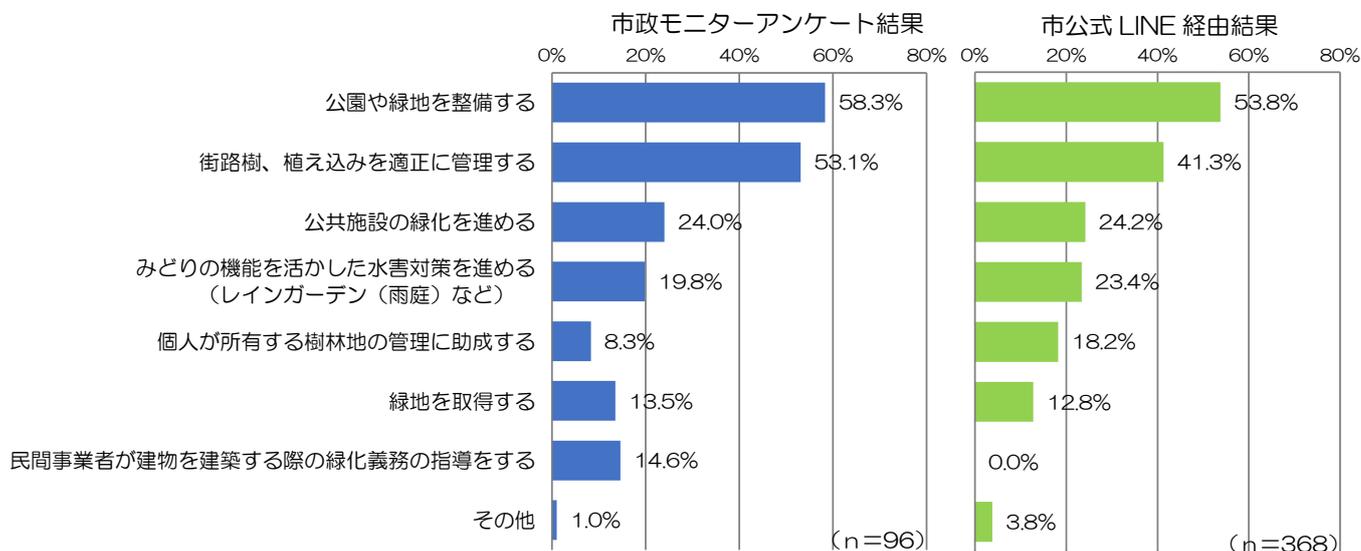
	中央	北部	東南部	東部	西南部	西部
動植物の生息拠点となる公園・緑地の設定と保全	54.5%	83.3%	68.4%	66.7%	47.6%	50.0%
自然の恵みを持続的に利用するための休耕農地の活用	36.4%	16.7%	26.3%	33.3%	42.9%	60.0%
林業用地・山林におけるみどりの質を高める整備・活用	40.9%	33.3%	26.3%	38.9%	38.1%	30.0%
希少種・外来種の分布を把握する動植物調査	27.3%	0.0%	26.3%	33.3%	33.3%	20.0%
動植物・生物多様性に関する知識を備えた市民・団体の育成	13.6%	0.0%	21.1%	11.1%	14.3%	10.0%
生物多様性について学ぶ機能を備えた環境学習施設の整備	13.6%	33.3%	15.8%	16.7%	9.5%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%

市政モニターアンケート結果、市公式LINE 経由の結果ともに、「動植物の生息拠点となる公園・緑地の設定と保全」が最も多く、次いで「自然の恵みを持続的に利用するための休耕農地の活用」、「林業用地・山林におけるみどりの質を高める整備・活用」と続きました。

地区別の集計結果を見ると、北部地区では「動植物の生息拠点となる公園・緑地の設定と保全」の割合が高い結果となっています。

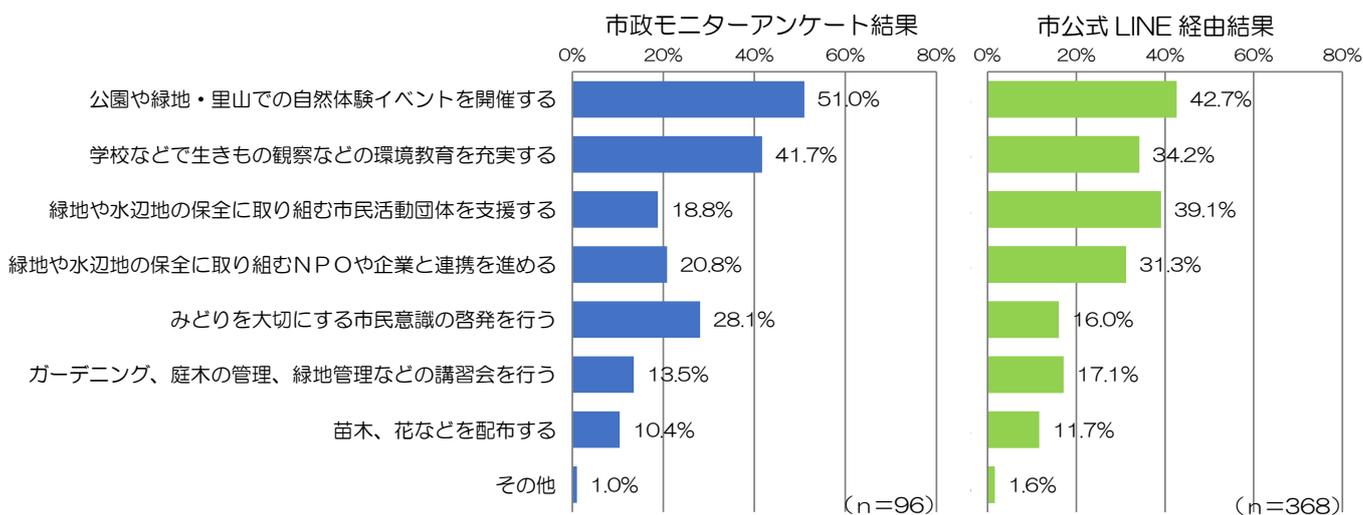


問7：みどりを守り育てていくために、施設の緑化や緑地の確保において、市はどのようなことに力を入れるべきか（2つまで選択）【市政モニターアンケート、市公式LINE 経由共通実施の設問】



市政モニターアンケート結果、市公式LINE 経由の結果ともに、「公園や緑地を整備する」が最も多く、次いで「街路樹、植え込みを適正に管理する」、「公共施設の緑化を進める」と続きました。

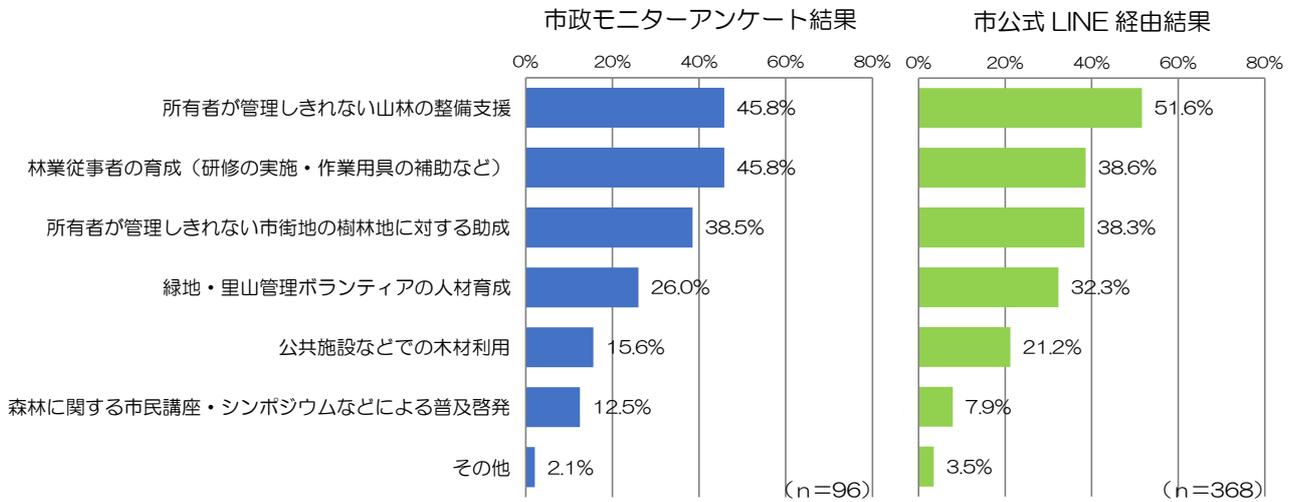
問8：みどりを守り育てていくために、市民の取組に対する支援において、市はどのようなことに力を入れるべきか（2つまで選択）【市政モニターアンケート、市公式LINE 経由共通実施の設問】



市政モニターアンケート結果では、「公園や緑地・里山での自然体験イベントを開催する」(51.0%)が最も多く、次いで「学校などで生きもの観察などの環境教育を充実する」(41.7%)、「みどりを大切にする市民意識の啓発を行う」(28.1%)と続きました。  
 市公式LINE 経由の結果では、「公園や緑地・里山での自然体験イベントを開催する」(42.7%)が最も多く、次いで「緑地や水辺地の保全に取り組む市民活動団体を支援する」(39.1%)、「学校などで生きもの観察などの環境教育を充実する」(34.2%)と続きました。

問9：「森林環境税」を活用した取組としてより力を入れるべきこと（2つまで選択）

【市政モニターアンケート、市公式 LINE 経由共通実施の設問】



市政モニターアンケート結果では、「所有者が管理しきれない山林の整備支援」（45.8%）、「林業従事者の育成（研修の実施・作業用具の補助など）」（45.8%）が最も多く、次いで「所有者が管理しきれない市街地の樹林地に対する助成」（38.5%）と続きました。

市公式 LINE 経由の結果では、「所有者が管理しきれない山林の整備支援」（51.6%）が最も多く、次いで「林業従事者の育成（研修の実施・作業用具の補助など）」（38.6%）、「所有者が管理しきれない市街地の樹林地に対する助成」（38.3%）と続きました。

問10：自由記述（一部抜粋）

公園について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地近くにみどりにふれあえるベンチがある公園などが欲しい。</li> <li>・夏に過ごしやすい木陰ができる公園が欲しい。市民の共感が得られ、市民参加も進むと思う。</li> <li>・八王子市はみどりが豊かだが、自然やみどりを活かした公園が少ないと感じる。</li> </ul>
緑地の保全について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八王子市には他の地域よりも生かせる・守れる緑がたくさんあるので、「手つかずの森・雑木林」を守ってほしい。</li> <li>・環境保全、循環型社会の実現は、行政の最重要課題だと思う。</li> <li>・所有者が管理できない緑地を市民へ貸し出す取り組みなどについて検討してほしい。</li> <li>・薪や割りばしなどの木製消耗品を作ってほしい。</li> <li>・所有者が管理しきれない山林等を税金で助成するのは、個人の財産を国民が維持することになるのでおかしいと思う。所有者が山林等を手放したくないのなら、例えば行政が維持管理を手伝う代わりに、市民に解放して利用してもらうなどの仕組みはどうか。</li> </ul>



<p>市内のみどりについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が力を合わせて美しい緑をつくっていきたい。</li> <li>・八王子市は比較的自然の多い地形であるため、現在ある緑を崩さないことを優先するべきではないだろうか。</li> <li>・住んでいる地域の街路樹（ヤナギ、ハンカチノキ）がいつの間にか伐採され残念。</li> <li>・緑が多くても、管理が行き届かないのであれば意味がない。ボランティアやシルバー人材を活用した緑の管理を希望する。</li> <li>・街路樹の整備を進めて欲しい。西八王子は街路樹があるが、それ以外はどうなのか。</li> <li>・個人が所有する、大きくなった庭木の管理、庭の雑草（ススキ、ドクダミなど）の草むしりを市民の啓発を行ってほしい。各家庭で草花を植えて美しい町づくりに力を入れてほしい。</li> <li>・みどりの多い広場の下、老若男女の集えるイベントがあると良いと思う。（例えば夏祭りの様な行事を、春秋に行うなど）</li> <li>・みどりの大切さ、ありがたさを多くの人々が知って、大切にしていければ、きっとみどり豊かな八王子が実現できるのでは。</li> <li>・公共の場所や歩行者道路に緑を植えることで、ゴミなどのポイ捨ても減ると思う。</li> <li>・山や河川、街路樹や植え込みにゴミやタバコの吸い殻が不法投棄等があると非常にがっかりする。</li> <li>・道路整備時には緑地を取得してほしい。</li> </ul>
<p>水場のみどりについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水場の整備を進めてほしい。</li> <li>・湯殿川沿いの遊歩道には緑が多く四季を感じられ、カワセミ、サギ、カワウなどの鳥類や川エビ、サワガニ、ホタルなどの生き物も生息しており自然を身近に感じている。しかし、管理が行き届かないのかすぐに雑草が道の方まで広がっている。地域の学校や大学などと連携して定期的な手入れをすることはできないか。</li> </ul>
<p>地球環境保全としてのみどりについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「みどりを活かした豊かなまちづくり」は、地球環境保全、地域自然保護を中心に、人の感性や自然との共生で、八王子市ならではの施策だと思う。</li> <li>・地球温暖化やSDGsに関連することについて、分かりやすい文章や図などを用いて全面的に出していくことが重要。</li> </ul>



### (3) パブリックコメント

八王子市みどりの基本計画中間改定（素案）に対し、広く市民のご意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

#### 1. パブリックコメントの実施概要

##### (1) 実施概要

- ・実施期間：令和6年（2024年）12月1日（日）～令和7年（2025年）1月6日（月）
- ・周知方法：広報はちおうじ（令和6年12月1日号）、市ホームページ、SNS
- ・資料配布：市役所（環境保全課、市政資料室）、各事務所、各市民センター、各図書館  
市ホームページ
- ・提出方法：直接、郵送、ファックス、Eメール

#### 2. 意見の概要

##### (1) 意見の提出状況

- ・提出者数：3名      ・意見数：6件

##### (2) 意見の分類

分類	意見数
① 具体的な市の取組に関すること	6件
(1) 緑化・みどりの管理に関すること	3件
(2) 周知・広報に関すること	1件
(3) みどりの管理（具体的な箇所）に関すること	2件
合計	6件



## 4 みどりの基本計画の改定過程

### 【八王子市みどりの基本計画中間改定庁内検討会】

みどりの基本計画を改定するにあたり、庁内のみどりに関連する部署による検討会を実施しました。参加所管は以下のとおりです。

所管名
環境保全課、環境政策課、公園課、農林課、水環境整備課、都市計画課、土地利用計画課、集いの拠点整備課、防災課

### 【八王子市環境審議会】

#### 八王子市環境審議会委員名簿（敬称略）

役職	氏名	分野	所属等
副会長	櫻井 達也	学識者	明星大学 理工学部 教授
	中島 裕輔	学識者	工学院大学 建築学部 教授
	中野 智子	学識者	中央大学 経済学部 教授
会長	沼田 真也	学識者	東京都立大学 都市環境学部 教授
	藤原 祥子	学識者	東京薬科大学 生命科学部 教授
	松山 洋	学識者	東京都立大学 都市環境学部 教授
	山口 隆子	学識者	法政大学 文学部 教授
	大竹 邦江	市民	環境カウンセラー 八王子市地球温暖化防止活動推進員
	榎 啓子	市民	NPO フュージョン長池 理事
	西山 茂	市民	八王子市町会自治会連合会 副会長
	上村 邦彦	事業者	東京都資源回収事業協同組合八王子支部 支部長
	船江 栄次	事業者	高尾登山電鉄株式会社
	前村 久美子	事業者	アライアンス社会保険労務士法人 代表
	戸辺 清文	行政	東京都地球温暖化防止活動推進センター 副センター長
	前田 憲一	行政	東京都環境局多摩環境事務所 廃棄物対策課長

令和7年（2025年）1月時点



令和6年（2024年）10月18日

八王子市長 初宿 和夫 殿

八王子市環境審議会  
会長 沼田 真也

八王子市みどりの基本計画の中間改定について（答申）

令和6年（2024年）2月16日付5八環環第3229号により諮問のありましたこのことについて、本審議会では近年のみどりに関する社会情勢の変化を捉えた国や東京都の動向や、昨今の気候変動などの市を取巻く諸状況を踏まえて、詳細に検討するとともに、市民に分かりやすい計画づくりを目指し審議してきたところです。

この度、下記の意見をまとめましたので、答申します。

記

1 社会的動向等の反映

本年、国は生物の多様性の増進、緑地の保全に係る法整備を行ったほか、東京都は「東京グリーンビズ」と題し、施策の強化と制度の構築を図っている。また、八王子市においても上位計画にあたる「八王子市環境基本計画・生物多様性地域戦略」が令和6年3月に策定され、「八王子市都市計画マスタープラン」が改定に向け検討が進められているところである。

そのため、本計画においても、社会動向や上位計画を踏まえた計画内容の見直しを行うとともに、市民アンケートやパブリックコメントの結果を適切に反映すること。

2 気候変動への対応

近年、地球温暖化による気候変動の進行による局地的な集中豪雨、台風の大型化、猛暑日の増加などがみられ、市民の暮らしにも影響が生じている。

みどりの保全や創出などの取組推進により、雨水浸透による流出抑制、木陰による暑さの軽減、二酸化炭素の吸収など、みどりの機能を活かした気候変動への適応策を推進すること。

3 民有地のみどりの管理促進

市内のみどりの多くは民有地であり、その適切な管理を促すことは、将来における豊かな自然環境の確保や良好な景観と生活環境の維持のために重要な取組である。

所有者の高齢化や病害虫の拡大などにより、適切な維持管理が困難となっている状況を踏まえ、民有地の森林及び緑地の管理に係る支援の検討を進め取組の推進を図ること。

4 多様な主体との積極的な連携の推進

本計画の推進を図るためには、多様な主体との連携が不可欠である。計画への理解を広げるため、写真、コラムなどを用いてわかりやすい計画になるように配慮すること。

また、みどりの多様な機能についての啓発と豊かなみどりを将来へ引き継ぐ取組へ多くの市民の参加を得るとともに、大学などの教育機関、事業者、近隣自治体との連携を強化し、施策の展開を図ること。



## 【改定スケジュール】

年度	月	内容
令和5年度 (2023年度)	9	検討開始
	10	
	11	
	12	関係所管取組確認 専門部会①
	1	専門部会②
	2	諮問 環境調整委員会① 環境審議会①
	3	
令和6年度 (2024年度)	4	専門部会③
	5	関係所管取組確認
	6	
	7	専門部会④ 環境調整委員会② 環境審議会②
	8	市民アンケート
	9	専門部会⑤
	10	答申 環境調整委員会③ 環境審議会③
	11	
	12	パブリックコメント
	1	専門部会⑥
	2	環境調整委員会④ 環境審議会④
	3	計画の中間改定

### アルファベット・数字

#### CSR（シーエスアール）

Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略。収益の維持及び法令遵守だけでなく、適正な雇用や労働条件、消費者への対応、環境への配慮、地域社会への貢献など、企業が活動の基盤とする社会とのかかわりにおいて負う責任のことです。

#### CSV（シーエスバイ）

Creating Shared Value（共通価値の創造）の略。企業の経営理念の一つで、企業の本業を通じた、利益の追求と社会的課題の解決（=社会貢献）の両立を目指すことです。CSRよりも直接的に課題の解決を図ることで、企業の価値の向上を目指すものです。

#### NPO（エヌピーオー）

Non-Profit Organization（非営利組織）の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のことです。

#### PFI（ピーエフアイ）

Private Finance Initiativeの略。公共施設等の設計、建設、維持、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方で。

#### QOL（キューオーエル）

Quality Of Life（生活の質、人生の質）の略。物質的だけでなく精神的な豊かさを含む生活の質のことです。

#### SDGs（エスディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための世界共通の行動目標であり、2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

SDGsは、すべての国々、人々を対象としており、2030年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットを掲げています。17のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、すべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。また、すべてのゴールが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで、持続可能な社会を目指すものです。

#### SNS（エスエヌエス）

Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことで、友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者のコミュニケーションを可能にしています。（総務省HPより）

#### Well-being（ウェルビーイング）

Well（よい）とbeing（状態）からなる言葉。個人の心身と社会がともによい状態であることを意味します。

#### 30by30（サーティ・バイ・サーティ）

2030年までに国土の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する国際的な目標です。

### ア行

#### アドプト

市民や事業者などが、地域の道路や公園などの公共施設を自分たちで定期的に清掃するボランティア制度のことです。市では、町会・自治会、市民グループ、学校、企業が、道路や公園などの公共施設の清掃、除草などを行う、公共施設アドプト制度を制定しています。

#### 雨庭

雨水を一時的に貯めてゆっくり地中へ浸透させる構造を持った空間のことです。雨水流出抑制に加え、水質浄化や修景・緑化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果が期待されています。



## 雨水流出抑制

大雨が降った際にその雨水を一時的に溜めたり、浸透させたりすることにより下水道や河川、その他排水施設等に能力以上の水が一気に流出しないようにすることです。

## エコロジカルネットワーク

生きものの生息・生育環境として重要な空間が、小規模な緑地や河川などでつながった有機的なネットワークのことです。

## 江戸のみどり登録緑地

一定割合以上の在来種を植栽し、生物多様性の保全に取り組んでいる民間建築物等の敷地内の緑地を東京都が登録・公表する制度のことです。

## 屋上緑化

建築物などの屋上に植物を植えて緑化することです。緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減などの効果があります。

## 力行

### 街区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主に街区に居住する人の利用を目的とする公園のことです。1箇所あたり面積0.25haを標準として設置されます。

### 外来種

意図的・非意図的を問わず人為的に、本来の生息地の外へ移動させることにより、その生き物が有する能力で移動できる範囲外に生育又は生息する生物種のことです。

海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多いですが、国内間であっても、もともといなかった地域に持ち込まれた場合は外来種となります。

### カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を、人為的に吸収もしくは除去していくことによって、実質的に排出量をゼロにすることです。

### かまどベンチ

災害発生時に座面を取り外すことで、かまどとして炊き出しなどに用いることができるベンチのことです。防災かまどベンチとも言います。

### 環境市民会議

市内を6つの地区に分け、それぞれの市民・事業者の方々によって自発的に環境保全活動を実践する組織です。平成14年7月に設立されました。

### 近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏近郊において無秩序な市街地化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地、観光資源等の保全などを目的に指定される区域のことです。

### 近隣公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣に居住する者の利用を目的とする公園のことです。1箇所あたり面積2haを標準として設置されます。

### グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことです。防災・減災、自然環境の保全、地域振興等の多様な地域課題の同時解決を図ることできる取組として注目されています。

「グリーン・インフラストラクチャー（Green Infrastructure）」の略語で、緑を意味する「Green」と水道や道路・医療サービスといった、社会を支えるために必要なあらゆる資本を示す「Infrastructure」を合わせた言葉です。

### グリーンマッチング八王子制度

緑地の維持管理を希望する土地所有者と、緑地で活動したいという保全団体と市が連携して斜面緑地保全地域を適正管理していく制度のことです。

### 国定公園

国立公園に準ずる優れた自然の風景地を保護し、自然とのふれあいを増進するなどのために指定された自然公園のことです。自然公園法に基づき国が指定し、都道府県が管理します。



## 在来種選定ガイドライン

東京都が作成したガイドライン(植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～)のことで、生物多様性の保全のため、在来種に配慮した緑化誘導を行う際の、植栽植物の分類や選び方を示しています。

## 里山

人里の近くにあり、従来、林産物栽培や有機肥料、薪や炭の生産などのために利用されていた人との関わりの深い森林のことです。主に谷戸の田んぼや畑を中心に、ため池や用水路、雑木林などで構成されています。

## サードプレイス

自宅(ファーストプレイス)や職場・学校(セカンドプレイス)と異なる居心地の良い第3の居場所のことです。

## 市街化区域

都市計画区域内において、すでに市街化している区域及び概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域のことです。

## 市街化調整区域

都市計画区域内において、市街化を抑制する区域のことです。

## 自然公園

優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園です。(東京都HPより)日本では自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園や都道府県が指定する都道府県立自然公園があります。

## 自然共生サイト

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のことです。

## 持続可能な社会

現代世代のニーズを満たしつつも、自然環境の保全や廃棄物の適正な循環などを通じて、将来世代にも継承することができる社会のことです。国の第5次環境基本計画では、『経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」を実現する循環共生型の社会』としています。

## 児童遊園

本市の「八王子市児童遊園条例」に基づき、児童の健全な遊び場確保などを目的に設置されている広場のことです。

## 斜面緑地保全区域

本市の「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき、良好な自然環境が形成されている丘陵地のみどりについて、私有地のままで保全を図っている区域のことです。

## 市民緑地認定制度

「都市緑地法」に基づき、私有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。

## 水源かん養

雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させることです。

## 生産緑地地区

都市計画法の地域地区の一つで、市街化区域内において農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境を確保するため指定された農地などのことです。

## 生物多様性

たくさんの生きものがいて、それらが互いにつながりあっていることです。生物多様性は生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つの多様性から成り立っています。



## 夕行

### 体験の機会の場

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」に基づき、自然体験活動等の体験の機会の場として都道府県知事等（政令指定都市、中核市の場合はその市長）から認定を受けることができる制度です。本市が中核市になったことで平成 28 年度に、都内初の認定を行いました。

### 第 34 回全国都市緑化はちおうじフェア

平成 29 年 9 月 16 日（土）から 10 月 15 日（日）の 1 か月間、富士森公園をメイン会場として行われた全国的なイベントのことです。都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等をはかり、緑豊かな潤いある都市づくりをめざすために行われ、八王子市が第 34 回目の開催地となりました。

### 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生きものの生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する取組のことです。

### 多摩産材

東京都内の多摩地域で生育し、生産された木材を一般的に「多摩産材」と呼びます。そのうち、多摩地域の適正に管理された森林から生産されたことが「多摩産材認証協議会」によって地産証明されたものが「認定材」となります。

### 多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議

首都圏を南北に縦断する多摩丘陵・三浦丘陵を中心とした広域的な緑のネットワーク化を図るため、「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」が設置されています。同会議には、八王子市を含め、13 自治体が参画しており、生物多様性の保全、都市農業の保全、樹林地の保全、河川や海浜、水源地との関わりなどの観点から相互の課題を認識し、丘陵保全に必要な諸施策をより広域的かつ効果的に検討することを目的としています。

### 地区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする公園のことです。1 箇所当たり面積 4ha を標準として設置されます。

### 地産地消

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組のことです。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて、6 次産業化にもつながります。（農林水産省 HP より）

### 地球温暖化

人間の活動により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス（太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガス）の濃度が増加し、地表面の温度が上昇することです。

### 天然記念物

学術上貴重で我が国の自然を記念するものです。東京都指定の「高尾山のスギ並木」や八王子市指定の「甲州街道イチョウ並木」などがあります。

### 東京都保全地域

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを都民の財産として残していくため、保全地域に指定するものです。保全地域には「自然環境保全地域」、「森林環境保全地域」、「里山保全地域」、「歴史環境保全地域」、「緑地保全地域」の 5 種類があり、本市には「里山保全地域」と「緑地保全地域」が計 14 か所指定されています。

### 特定外来生物

海外起源の外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、及ぼす恐れがあるものの中から国により指定された生きもののことです。指定されると飼養、保管、運搬などの行為が規制対象となります。

### 特定生産緑地

生産緑地地区を特定生産緑地に指定することで、買取り申出が可能となる期日（都市計画決定から 30 年経過後）が 10 年間延長され、税制上の特例措置が引き続き受けられる制度のことです。



## 特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、開発行為を許可制により規制する地域です。

## 都市公園

都市公園法に基づき、国や地方公共団体が設置した公園や緑地のことです。緩衝緑地緑道、墓園なども含まれます。

## 都市計画公園・緑地の整備方針

公園・緑地の計画的な整備を促進するため、優先的に事業を進める優先整備区域などを定めた東京都と区市町が合同で作成した方針のことです。

## 都市緑地法

都市の緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、昭和48年に制定された旧・都市緑地保全法が平成16年の法改正により改称したものです。都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定などについて規定しています。

## ナ行

### 農家開設型農園

農業体験農園や農家直営農園といった農家及び農地所有者自らが開設・経営する農園のことです。

### 農地バンク制度

遊休農地の解消に向け、市内の貸付けを希望する遊休農地の情報を集約し、借り手として登録した方へこの情報を提供し、貸借につなげる制度のことです。

## ハ行

### ヒートアイランド現象

道路舗装や建築物などの増加や冷暖房などの人工排熱の増加により、都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象のことです。

### ペレット

この計画においては、製材の際に発生する廃材や間伐材などに圧力を加えて固めた固形燃料のことです。

### 風致地区

都市計画法に基づき、良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域を定める制度のところです。

### プレーパーク

「冒険遊び場」とも呼ばれる、ヨーロッパを中心に広がった遊び場のことです。自然を活かし、身近な素材などで子ども自身が好奇心や想像力を働かせながら遊べる場です。

### 壁面緑化

建築物などの外壁を緑化することです。緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減等の効果があります。



## マ行

## まちの広場

都市公園及び児童遊園とは別に、公共空地確保のため、市が管理している広場のことです。

## 水循環

雨水は、土壌に浸透するか地表面を流れます。土壌に浸透した水は、地下水となり地中を流れ、河川や崖地へ湧き出して、海へと注ぎます。海の水は蒸発し、降水として再び地表にもたらされます。この動きを「水循環」と呼びます。とりわけ、湧水や河川水を生み出す地下水は、自然系の水循環の骨格をつくる重要な要素です。

水辺の水<sup>みまも</sup>護り制度

地域の人や学校・事業者などが、身近な水辺の保全のために水辺を活用して市民活動（清掃や生物調査・環境学習など）を支援する制度のことです。

## 緑確保の総合的な方針

樹林地や農地などの既存のみどりを将来に引きついでいくため、望ましいみどりのあり方や確保予定地を示した東京都と区市町村が合同で作成した方針のことです。

## みどりのカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法、またはそのために設置される、生きた植物を主体とした構造物のことです。壁面緑化の一種です。

## みどり率

緑被率に「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面の占める割合」を加えたものです。

## 木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、「再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材時に発生した枝や葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮や屑などのほか、住宅の解体材、公園や街路樹の剪定枝などがあります。

## ヤ行

## 谷戸

丘陵地が浸食されてつくられた谷状の地形のことです。また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともあります。

## 湧水

地下水が崖や谷戸から自然状態で地表に流れ出たもののことです。

## 遊休農地

農地法において、「①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）」と定義される農地のことです。



### 緑化重点地区

都市緑地法に基づき定められる「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。

### 緑化地域

都市緑地法に基づき、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、一定割合以上の緑化を義務付ける制度で、都市計画法における地域地区として指定されます。

### 緑地協定

都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度のことです。既にコミュニティの形成がなされている市街地において、土地所有者などの全員の合意によるもの（45条協定）と開発事業者が分譲前に定めるもの（54条協定）の2種類があります。

### 緑地保護地区

本市の「八王子市緑化条例」に基づき、土地所有者と一定期間の協定を結び、当該地区に指定することで民有地のままで保全を図る緑地のことです。

### 緑被率

緑の総量を把握する方法の一つで、航空写真などによって上空から見たときの緑に覆われている面積割合のことです。森林・樹林地のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のみどり、住宅、工場などの民有地のみどりなどが含まれます。

